

事務連絡  
平成 27 年 3 月 16 日

看護系学会等社会保険連合 御中

厚生労働省保険局医療課

## 選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みの構築について

医療保険行政の推進については、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申し上げます。

さて、標記については、別紙のとおり、中央社会保険医療協議会において対応方針が決定されたところです。

これを受けて、今般、下記のとおり募集を開始しますので、下記 1～3 について傘下の学会に対し周知いただくとともに、御提案・御意見がある場合には、下記 4 及び 5 に従い、御提出をお願いいたします。

### 記

#### 1 提案・意見募集の背景について

保険外併用療養費制度においては、患者が選定療養を受けた場合、入院基本料等の基礎的部分が保険外併用療養費として支給される一方、上乘せ部分については、その費用を患者から自由に徴収することができることとされており、現在 10 類型（※）が定められています。

（※）特別の療養環境（差額ベッド）、歯科の金合金等、金属床総義歯、予約診療、時間外診療、大病院の初診、大病院の再診、小児う蝕の指導管理、180 日以上入院、制限回数を超える医療行為

今般、「日本再興戦略」改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、選定療養について、「学会等を通じ、定期的に選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みを年度内に構築する。」こととされていることを踏まえ、関係学会から御提案・御意見を募集させていただきます。

#### 2 御提出いただく御提案・御意見について

選定療養として導入すべき事例の御提案又は既存の選定療養の見直しについて、御提案・御意見があれば、具体的にお聞かせください。

その際、「①選定療養としての新規導入の御提案」又は「②既存の選定療養の見直しの御意見」のいずれに該当するかをお示しいただいた上で、御提案・御意見の内容及びその理由について、可能な限り具体的にお聞かせください。

なお、御提案・御意見については、所定の様式に沿って御提出をお願いいたします。

※ 学会名のほか、担当者名、連絡先についても御記入いただきますよう、よろしくお願いいたします。（内容の確認のため、連絡させていただくことがあります。）

### 3 留意点

お寄せいただいた御提案・御意見は、今後、中央社会保険医療協議会における検討の参考にさせていただきますが、その際、公表させていただく場合がございますので、御提案・御意見の内容の公表に差し支えがある場合は、その旨をお示しいただくようお願いいたします。

なお、御提案・御意見に個別に回答することは予定しておりませんので、その点御了承願います。

### 4 学会からの御提案・御意見を御提出いただく期限

平成 27 年 5 月 8 日（金）まで

### 5 学会からの御提案・御意見を御提出いただく方法

傘下の学会からの御提案・御意見をとりまとめの上、所定の様式を、電子メール又は郵送にて御提出ください。

#### <電子メールの場合>

sentei@mhlw.go.jp まで御提出ください。

（ファイルを添付する場合は、Word、一太郎、Excel 又は PDF 形式のいずれかによりお願いいたします。）

メールの題名は、「選定療養として導入すべき事例等」としてください。

#### <郵送の場合>

下記の宛先まで御提出ください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省保険局医療課

選定療養として導入すべき事例等に関する提案・意見募集担当 宛

以上